

# 「後期幕府直轄時代について(1)」

この時代は、安政元年(1854)

箱館奉行を設置してから、明治元年(1868)4月に明治新政府が箱館裁判所を設置するまでの14年間です。

幕府は文政4年に(1851)

21) 松前・蝦夷地全域を松前氏に還付しましたが、幕閣内部で、小藩故困難との見方があるなか、ロシアとの境界問題や和親条約の要求を、嘉永6年(1853)

3) ロシア使節ブチャーチンが来朝して要求しました。

## 箱館奉行の設置

安政元年(1854)3月の神奈川条約により、翌年3月から箱館港を開くこと

にし、外国人の遊歩の範囲も決ましたので、幕府は

同年6月26日に松前藩に箱

館付近の上知を命じ、同月

末に箱館奉行を置き、勘定吟味役(勘定所役人を監察する役目の役人)の竹内清太郎保徳を任命しました。

7月にさらに1名増員し、

堀織部利熙を任命しましたが、

この時利熙は蝦夷地を巡回

中でした。

7月にさらに1名増員し、

堀織部利熙を任命しましたが、

この時利熙は蝦夷地を巡回

中でした。

7月に利熙が箱館に到着

し、9月に保徳も着き、と

もに処置を相談し、10月13

日に箱館にある松前藩の役

所や市中を受領しました。

そして、利熙は福山城を見

分して江戸に帰り、保徳は

箱館に留まつて事務を執り、

付近の地を松前藩から受領

し、箱館にある旧松前藩

## 蝦夷地の調査

アメリカ合衆国に対する箱館開港以前に大問題であつたのが、ロシアとの国境問題でした。幕府は蝦夷地を調査し、適切な処置とするため、安政元年2月に目

付堀利熙とともに勘定吟味役村垣興三郎範正に、松前・

蝦夷地への出張を命ぜられ

ました。

彼らは5月上旬には松前

福山に着き、西蝦夷地を経て6月には樺太久春古丹に

渡り、さらに樺太北部に行きました。

8月に利熙が箱館に到着

し、9月に保徳も着き、と

もに処置を相談し、10月13

日に箱館にある松前藩の役

所や市中を受領しました。

そして、利熙は福山城を見

分して江戸に帰り、保徳は

箱館に留まつて事務を執り、

付近の地を松前藩から受領

し、箱館にある旧松前藩

を設置すると共に、松前・

蝦夷地の上知(幕府に領地を返上)に関わる調査を行いました。

奉行所を廃止しました。  
後に元治元年(1864)に、奉行を五稜郭に移転します。

## 堀・村垣2氏の復命

彼らの復命書に記されたのは、

松前城下には防備の施設が整っているが、その他の広

大な地は警備がきわめて手薄であること。

蝦夷地の北方二・三分の

地は陽気が薄く、野菜が育つに過ぎないが、その他七・

八分は諸穀・諸菜に適し、

山には良材や種々の鉱物がある。

殊に周海の漁利は莫大で

あるにもかかわらず、その

地を請負人に託し、ただ運

上金・仕向金を徴収するの

みである。

請負人が遣わした支配人

らは苛酷に蝦夷を使役し、

不法なことが多いので、蝦夷はまた昔の様に幕府の直

轄となることを望んでいる。

もし外国人が恵みを施して蝦夷を誘惑することがあ

れば、蝦夷はこれに帰服し

てしまうだろう。

松前藩では力不足で、到

き届かず、かといって諸藩

に分割処置させることは後に弊害を生ずる憂いがある。  
以上を熟考すれば、昔の

轄し、旗本・御家人並びに三三男厄介その他陪臣(家

来)浪人らを移し、屯田農兵になり、新田開墾や産

物取開きに力を尽くせば成

功は難しくなく、その経費は周海の漁利で足る。

再考すれば、「昇平(平和)一百年」、「十風軟弱」

に流れ、これを救法は、蝦夷地に於いて「風霜艱苦(世の苦難)」を経歷し、「運船」「打砲」などにも練達せしむるにあり。

よつて北蝦夷地(樺太)・

択捉・國後を始め島々(千

島列島)、並びに東西蝦夷

地一円、西は乙部村、東は

知内村までを上知せらるべ

し。

というもので、松前藩の領

地は、著しく縮小されるこ

とになりました。